

申請は必ず事業所(会社)経由で行なってください。
被保険者からユアサ健康保険組合に直接申請することはできません。
『マイナ保険証』※として利用登録済みの場合は『健康保険 資格確認書』
は交付できません。
※『マイナ保険証』とは、マイナンバーカードの保険証利用のことです。

押印欄 健保組合	常務理事	事務長		担当者

『健康保険 資格確認書』（再）交付申請書

資格確認書の交付を希望する場合にご使用ください

被保険者情報	記号-番号	記号	番号	生年月日					
				1 昭和 2 平成 3 令和 年 月 日					
	氏 名	フリガナ							
	郵便番号		電話番号						
	住民票上の住所 (住民票に記載の住所)								
対象者欄	居 所 (現 住 所)								
	対象者	☐ 1 被保険者(本人)分のみ ☐ 2 被扶養者(家族)分のみ ☐ 3 被保険者(本人)および被扶養者(家族)分							
	被保険者	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由					
		同上	同上	☐ 下記、理由欄より必ず選択ください					
	被扶養者①	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由					
対象者欄	被扶養者②	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由					
	被扶養者③	フリガナ 氏名	生年月日	申請理由					
(再)交付理由欄	(再)交付理由		マイナ保険証の利用登録状況		交付手数料				
			登 録 済	未 登 録					
	1. 健康保険 資格確認書を紛失・き損したため		交付不可	交付可 有効期限: 令和8年11月30日 または 資格喪失(削除)日	¥1,000/枚 別途郵送料がかかる場合があります				
	2. マイナンバーカードを紛失したため		交付可 有効期限: 交付日より 3ヶ月間		不要				
	3. マイナンバーカードの更新手続き中のため								
	4. マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れているため								
	5. マイナンバーカードを持っているが、健康保険証利用登録を行っていないため								
	6. マイナンバーカードを作っていないため								
	7. マイナンバーカードを返納したため								
	8. 要配慮者で マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要なため ※添付書類が必要です。裏面で書類を確認してください。								
事業主欄	上記のとおり被保険者から交付の申請がありましたので届出します。		担当(確認)者氏名		健保組合受付印				
	事業所所在地								
	事業所名称								
	事業主氏名								
事業主欄	電話番号								
社会保険労務士の 提出代行者名記入欄 (上記に事業所名称を記入してください)			担当(確認)者氏名		裏面アリ				

【注意事項】

1. 資格確認書の交付に関するよくある質問

Q1:『マイナ保険証』を持っていますが、**念のため『資格確認書』**も交付してもらえますか？

A1:原則として交付できません。『資格確認書』は、法令上『マイナ保険証』をお持ちでない方や利用が困難な方(要介護者等)に限定して交付されるものです。

マイナ保険証の読み取りができない場合に備え、お手元の「資格情報のお知らせ」を大切に保管してください。マイナ保険証と併せて提示することで、万が一の際もスムーズに受診いただけます。

Q2:学校行事(修学旅行等)で、マイナンバーカード(『マイナ保険証』)原本を子どもに持たせるのが不安です。

A2:マイナンバーカード原本の代わりに『資格情報のお知らせ』等で受診が可能です。教職員の付き添いのもとで受診する場合、特例としてマイナンバーカード原本がなくても、『資格情報のお知らせ』や『マイナポータルの健康保険証の資格情報』のスクリーンショットを印刷したものの提示により受診できる運用となっています。

※保護者の方が付き添って受診される際は、通常通り『マイナ保険証』をご利用ください。

マイナポータルで健康保険の資格情報画面を確認する方法

健康保険の資格情報画面は、スマートフォンなどを用いてマイナポータルへアクセスすることで参照することが可能です。

QRコードアクセス用
↓


健康保険の資格情報画面

医療保険の資格情報

この画面のみでは確認できません。マイナ保険証と合わせて医療機関の受付に提示してください。

有効期限: 2024年2月6日 時点

姓 名	XXXX健康保険組合
姓 名 番 号	00000000
記 号	1
番 号	00000
性 別	00
生 年 月 日	XX XX

70歳以上の方は後期高齢者医療の加入者

一 期 高 齢 者 別 名	—
後 期 高 齢 者	—

(注) マイナ保険証の読み取りができず、物理的に読み取れない場合は、顔出し、マイナデジタルIDをマイナ保険証とともに医療機関の受付に提示することで受診いただけます。なお、物理的に読み取れない場合、後期高齢者の加入者の方は、表示されている有効期限の終了日に限り、ご受診いただけます。

2. 以下の事由に該当する場合は、『マイナンバーカード』や電子証明書の失効等により『マイナ保険証』を利用できない場合があるため、『資格確認書』の交付申請をしてください。

事 由	交 付 申 請 理 由
・『マイナンバーカード』の紛失・盗難等により、『マイナンバーカード』の利用を一時停止させた後で、『マイナンバーカード』の再発行や電子証明書の更新(『マイナンバーカード』が見つかった場合)を行っていない場合	『2』 『マイナンバーカード』を紛失したため
・『マイナンバーカード』や電子証明書が何らかの事由により失効している場合 具体例は以下のとおり ・転入の届出を行った日から90日以内に転入先の市区町村で『マイナンバーカード』の継続利用の手続きを行っていない場合 ・転出手続後、転入先の市区町村での転入届が未提出のまま、転出予定日から30日を経過した場合 ・実際に転入をした日から14日を経過してから転入届を提出した場合 ・期間内の転入届の提出後、継続利用の手続なく別の市区町村に転出した場合 ・個人番号の変更をした上で、電子証明書の再発行を行っていない場合	『3』 『マイナンバーカード』の更新手続き中のため
・『マイナンバーカード』の交付時(再発行時を含む。)に、電子証明書の発行を希望しない場合	『6』 『マイナンバーカード』を作っていないため

※『マイナンバーカード』・電子証明書の更新につきましては、市区町村からの案内に従い速やかに対応頂きますようお願いいたします。

【要配慮者について】

1. 介助者などの第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難な方(要介護の高齢の方や障がいのある方など)は、申請により「資格確認書」を交付します。

2. 要配慮者理由での交付の場合は以下書類コピーを添付して申請してください。

- ・要介護の認定を受けている方⇒介護保険被保険者証
- ・障害認定を受けている方⇒身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
- ・社会福祉施設に入所されている方⇒入所証明書

※ご不明な点があれば、ユアサ健康保険組合までお問い合わせください。